

令和8年3月19日提出

令和8年3月市議会定例会 議案参考資料

(その5)

木更津市

令和8年3月市議会定例会議案参考資料目録（その5）

議案番号	件名	頁
議案第40号	木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の新旧対照表	1
議案第41号	金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（建築）（1）の契約内容書及び随意契約業者選定調書	3
議案第42号	金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（電気設備）（1）の入札結果調書	5
議案第43号	金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（機械設備）（1）の入札結果調書	6

新旧対照表

○議案第40号 木更津市保育園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
<p>木更津市保育園の設置及び管理に関する条例 昭和62年3月27日 条例第14号</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 保育園の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業)</u></p> <p>第4条 前条に規定する保育園のうち規則で定めるものは、<u>法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援」という。）を行う。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(利用資格)</u></p> <p>第6条 保育園を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる者とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>法第24条第1項に規定する乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）</u></p> <p>(2) <u>乳児等通園支援を利用する者（乳児等通園支援を行う保育園に限る。）</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 市長は、次に掲げる場合には、<u>利用者の保育園の利用を制限</u>することができる。</p> <p>(1) <u>感染性の疾患その他の事情により他の者の利用に支障を及ぼすおそれのある場合</u></p> <p>(2) <u>設備その他の事情により利用させる余力がない場合</u></p> <p>(3) <u>その他市長が管理上特に支障があると認める場合</u></p> <p>(保育料等)</p> <p>第8条 <u>保育園が行う保育を利用した乳幼児の保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）</u>は、規則で定める額の保育料を納入しなければならない。ただし、その<u>保護者に負担能力がないと認めるときは、市長は保育料の全部又は一部を免除</u>することができる。</p>	<p>木更津市保育園の設置及び管理に関する条例 昭和62年3月27日 条例第14号</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 保育園の名称及び位置は、別表のとおりとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(入園資格)</u></p> <p>第5条 保育園に入園できる者は、<u>法第24条第1項に規定する乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）</u>とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(入園の制限)</p> <p>第6条 市長は、<u>乳幼児が次の各号のいずれかに該当する場合には、入園を制限</u>することができる。</p> <p>(1) <u>感染性の疾患を有する場合</u></p> <p>(2) <u>身体が虚弱のため保育に堪えない場合</u></p> <p>(3) <u>その他市長が不相当と認める場合</u></p> <p>(保育料)</p> <p>第7条 保育園に入園した乳幼児の<u>扶養義務者</u>は、規則で定める額の保育料を納入しなければならない。ただし、その<u>扶養義務者に負担能力がないと認めるときは、市長は保育料の全部又は一部を免除</u>することができる。</p>

<p>2 保育園が行う乳児等通園支援を利用した乳児又は幼児の保護者は、規則で定める額の乳児等通園支援に要する費用（以下「乳児等通園支援料」という。）を納入しなければならない。ただし、その保護者に負担能力がないと認めるときは、市長は乳児等通園支援料の全部又は一部を免除することができる。</p>	
<p>3 第1項に規定する保育料又は前項の乳児等通園支援料は、市長の指定する期日までに納入しなければならない。 （開園時間等及び休園日）</p>	<p>2 前項に規定する保育料は、市長の指定する期日までに納入しなければならない。 （保育時間及び休園日）</p>
<p>第9条 保育園の開園時間は、月曜日から土曜日までの午前7時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>第8条 保育園の保育時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>
<p>2 保育園が行う保育時間及び乳児等通園支援の時間は、市長が別に定める。</p>	<p>(1) 月曜日から金曜日まで 午前8時30分から午後5時まで (2) 土曜日 午前8時30分から正午まで</p>
<p>3 略 （指定管理者による管理）</p>	<p>2 略 （指定管理者による管理）</p>
<p>第10条 市長は、木更津市立請西保育園の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p>	<p>第9条 市長は、木更津市立請西保育園の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p>
<p>第11条～第13条 略</p>	<p>第10条～第12条 略</p>

議案第41号 契約内容書

工 事 名	金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（建築）（1）
工 事 場 所	木更津市中島2931番地1
工 期 限	令和9年9月17日限り
工 事 種 別	建築一式工事
工 事 概 要	<p>下記建物の新築、改修及び解体</p> <p>【新築工事】 校舎 鉄骨造3階建て 渡り廊下 鉄骨造2階建て</p> <p>【改修工事】 北側校舎 鉄筋コンクリート造3階建て 南側校舎 鉄骨造2階建て</p> <p>【解体工事】 倉庫棟 鉄筋コンクリート造2階建て 渡り廊下 木造1階建て 機械室 鉄筋コンクリート造1階建て 物置 木造1階建て 公害測定舎 補強コンクリートブロック造1階建て</p>
契 約 金 額	1,094,940,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
契 約 の 相 手 方	<p>木更津市文京三丁目1番50号 白幡興業株式会社 木更津支店 木更津支店長 石井 伸一</p>

随意契約業者選定調書

工 事 名	金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（建築）（１）
選 定 業 者 名	木更津市文京三丁目１番５０号 白幡興業株式会社 木更津支店 木更津支店長 石井 伸一
選 定 理 由	金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（建築）（１）は、制限付一般競争入札の落札者が契約を締結しなかったため。 根拠法令 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第９号

議案第42号 入札結果調書

議案番号	議案第42号	
工事名	金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（電気設備）（1）	
開札年月日	令和8年1月21日	
入札業者 及び 入札額 ○印は落札者	1	南総電機(株) 辞退
	2	(株)星和電工 242,800,000円
	3	キミデン工業(株) 辞退
	4	六幸電気工業(株) 242,800,000円
	5	共和電気工事(株) 242,800,000円
	6	○ 東亜電設工業(株) 242,000,000円
	7	房総電機工業(株) 242,500,000円
	8	共栄電設(株) 辞退
	9	
	10	
	11	
入札回数	1回	2回
最低入札額	242,000千円	—
最高入札額	242,800千円	—
落札率	99.7パーセント	
工期限	令和9年7月30日限り	

*契約金額は、入札額に消費税及び地方消費税の額を加えたものである。

議案第43号 入札結果調書

議案番号	議案第43号	
工事名	金田小学校倉庫棟等解体及び校舎増築等工事（機械設備）（1）	
開札年月日	令和8年1月21日	
入札業者 及び 入札額 ○印は落札者	1	綜和熱学工業(株) 141,800,000円
	2	(有)マルニ工業 145,500,000円
	3	桜井設備工業(株) 143,000,000円
	4	(株)小倉鑿井工業所 146,500,000円
	5	○ 鈴木設備(株) 141,500,000円
	6	(株)篠田設備工業 145,600,000円
	7	興和建设(株) 146,000,000円
	8	光・管工(株) 145,900,000円
	9	(有)綾部工務店 147,230,000円
	10	(有)産洋設備 146,500,000円
	11	
入札回数	1回	2回
最低入札額	141,500千円	—
最高入札額	147,230千円	—
落札率	96.0パーセント	
工期限	令和9年7月30日限り	

*契約金額は、入札額に消費税及び地方消費税の額を加えたものである。